

福岡県公報

平成17年9月14日
第2438号

目次

告 示 (第1707号—第1732号)

○地力増進地域の指定の解除	(農業技術課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○保安林の所在場所等	(治山課) 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 2
○保安林の所在場所等	(治山課) 3
○土地改良事業の認可申請の適否決定	(農地計画課) 3
○土地改良区の役員の就任	(農地計画課) 3
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課) 4
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 5
○土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 5
○貸金業者の登録の取消し	(経営金融課) 6
○公共測量の終了	(土木管理課) 6
○公共測量の実施	(土木管理課) 7
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課) 7
○公共測量の実施	(土木管理課) 7
○公共測量の実施	(土木管理課) 7
○公共測量の実施	(土木管理課) 8
○公共測量の実施	(土木管理課) 8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課) 9
○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課) 9

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課) 10
---	----------------

○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課) 10
---	----------------

○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課) 10
--	----------------

内水面漁場管理委員会

○水産動物の採捕の禁止	(水産振興課) 11
-------------	------------------

正 誤

○廃川敷地等の発生(平成17年8月福岡県告示第1645号)中正誤 12
----------------------------------	----------

告 示

福岡県告示第1707号

地力増進法(昭和59年法律第34号)第4条第4項の規定に基づき、次のように地力増進地域の指定を解除したので、同項において準用する同条第3項の規定により公表する。

なお、関係図面及び改善状況調査の結果については、福岡県農政部農業技術課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	指定期年月日	解除年月日	市町村名	地区名	面積(ヘクタール)	解除の範囲等

6103	昭和62年 1月31日	平成17年 8月31日	添田町	中元寺・ 野田・庄	65	(1) 農業振興地域内とする。 (2) 畑を対象とする。(樹園地を除く。)
------	----------------	----------------	-----	--------------	----	--

福岡県告示第1708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	県道	添田線 小石原	前	田川郡添田町大字中元寺154番19先から同郡同町大字中元寺154番18先まで	19.0 ～ 24.0	46.0
			後	同上	38.0 ～ 76.4	46.0
田川	県道	金田 夏吉線 伊田	前	田川市大字伊田3807番2先から同市大字伊田1653番1先まで	6.0 ～ 13.0	110.0
			後	同上	6.2 ～ 13.5	110.0
行橋	県道	大久保川線	前	京都郡勝山町大字大久保23番26先から同郡同町大字大久保2573番1先まで	6.8 ～ 11.0	188.2

			後	京都郡勝山町大字大久保23番1先から同郡同町大字大久保2573番1先まで	11.5 ～ 33.0	197.5
--	--	--	---	--------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第1709号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字水上7の28、字白石1577の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1710号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人東アジアオープンハートコミュニティ

(2) 代表者の氏名

手島 啓次

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県うきは市吉井町長柄1164番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、近年発展の著しい環黄海に面する諸国（日本、中国、韓国、その他黄海に面する国々や地域。以下「環黄海圏」という）の人々及び日本国内の青少年を対象にして、語学、歴史、芸術等の教育機関に対する講師派遣・助言等の支援、さらに、国内外の青少年及び不登校児童・生徒のためのクラブ・サークル・塾・講座の運営や青少年交流イベントの開催等の事業を行い、人権の擁護と平和な環黄海圏づくりを担う人材の育成や青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1711号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸2365の13、2365の15、2367の10

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1712号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業の認可申請を平成17年8月29日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡志摩町 土地改良区	農道整備事業 (洞の前地区)	土地改良事業計画書の写し	平成17年9月14日から 平成17年10月17日まで	志摩町役場

福岡県告示第1713号

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 就任理事

氏名	住所
末永菊政	三潴郡大木町大字高橋513番地2
小林良充	" " 大字大藪1027番地
松永稔久	" " 大字奥牟田835番地3
荒巻利三	" " 大字筏溝811番地
中島宗昭	" " 大字三八松324番地
野口秀文	" " 大字三八松1435番地
高井良榮喜	" " 大字蛭池897番地1
松枝恒男	" " 大字蛭池1825番地
北島壽	" " 大字侍島491番地1
馬場正春	" " 大字八町牟田811番地3
北島良則	" " 大字絵下古賀521番地
岡崎弘實	" " 大字上八院1200番地
熊丸渡	" " 大字上木佐木67・68番地
川村善儀	" " 大字上木佐木572番地1
鶴岡藤記	" " 大字上牟田口517番地
中島藤美	" " 大字横溝3144番地1
内藤勝幸	" " 大字横溝1783番地
栗丸松次郎	" " 大字横溝2802番地1
内田清喜	" " 大字笹渕96番地
今村利光	" " 大字前牟田397番地
田中和美	" " 大字福土784番地
矢加部豊	" " 大字大角219番地1
千代島恵策	久留米市城島町江上858番地
後藤収	" " 江上上631番地

2 就任監事

氏名	住所
大藪昌佐	三潴郡大木町大字高橋157番地

中村義幸	" " 大字上八院570番地・571番地
池田信義	" " 大字横溝2072番地

福岡県告示第1714号

柳川南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
藤木安夫	柳川市大字有明町303番地51
龍憲博	" 大字有明町140番地16
関眞喜雄	" 大字有明町1102番地22
中村敏昭	" 大字有明町1037番地2
森田軍治	" 大字有明町748番地3
江口建治	" 大字有明町2535番地6
松藤清治	" 大字有明町2280番地
矢ヶ部武利	" 大字大浜町22番地
竹下日出生	" 大字大浜町345番地26
古賀國雄	" 大字大浜町313番地4
吉川和美	" 大字大浜町597番地2
関澄人	" 大字大浜町934番地9
亀崎敏彦	" 大字大浜町934番地23
木下敬止	" 大字大浜町1277番地2
高口美知次	" 大字大浜町1816番地11
亀崎英和	" 大字大浜町1642番地44
山田茂治	" 大字大浜町1642番地6
山田政美	" 大字大浜町1108番地1

龍 利 水	〃 大字吉富町499番地12
古 賀 正 俊	〃 大字上宮永町977番地 2
平 川 廣 一	〃 大字佃町1820番地
山 田 辰 己	〃 大字矢留本町490番地

2 退任監事

氏 名	住 所
松 本 一 男	柳川市大字有明町1102番地68
猿 渡 昭 光	〃 大字大浜町2028番地15
山 田 紀 磨	〃 大字下宮永町1016番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
藤 木 安 夫	柳川市有明町303番地51
堤 正 友	〃 有明町752番地 1
関 真喜雄	〃 有明町1102番地22
中 村 敏 昭	〃 有明町1037番地 2
成 清 政 典	〃 有明町1557番地 1
江 口 国 男	〃 有明町1177番地 1
松 藤 清 治	〃 有明町2280番地
矢ヶ部 武 利	〃 大浜町22番地
竹 下 日出生	〃 大浜町345番地26
古 賀 國 雄	〃 大浜町313番地 4
矢ヶ部 明	〃 大浜町657番地 2
関 澄 人	〃 大浜町934番地 9
亀 崎 敏 彦	〃 大浜町934番地23
梅 崎 環	〃 大浜町2028番地63
高 口 美知次	〃 大浜町1816番地11
亀 崎 英 和	〃 大浜町1642番地44

山 田 茂 治	〃 大浜町1642番地 6
山 田 政 美	〃 大浜町1108番地 1
龍 利 水	〃 吉富町499番地12
松 本 源 次	〃 上宮永町915番地 2
平 川 廣 一	〃 佃町1820番地
山 田 辰 己	〃 矢留本町490番地

4 就任監事

氏 名	住 所
山 田 茂	柳川市有明町1056番地 2
猿 渡 昭 光	〃 大浜町2028番地15
山 田 紀 磨	〃 下宮永町1016番地 2

福岡県告示第1715号

沓尾・長井土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
大 川 平三郎	行橋市大字沓尾43番地 2

福岡県告示第1716号

兩筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏名	住所
北原義幸	三井郡大刀洗町大字高樋2456番地6

福岡県告示第1717号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
ラック信販 尾形 隆明	久留米市西町133番地1 ペルル久留米801号	福岡県知事 (N1) 第08105号 平成15年10月15日	平成17年8月25日 登録取消処分	貸金業の規制等に関する法律第37条第1項

福岡県告示第1718号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 测量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 测量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区大字前田	平成17年7月11日

福岡県告示第1719号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 测量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）

2 测量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬、田川郡添田町大字津野	平成17年9月20日から 平成18年3月20日まで

福岡県告示第1720号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 测量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 测量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区大字本城外	平成17年7月25日から 平成18年1月16日まで

福岡県告示第1721号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区上石田地区	平成17年8月29日から 平成17年11月30日まで

福岡県告示第1722号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路計画）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区北西部	平成17年9月5日から 平成17年10月31日まで

福岡県告示第1723号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

福間町津丸土地区画整理組合

2 事業実行期間

平成15年10月29日から平成19年3月31日まで

3 施行地区

福津市津丸字馬場及び字野間尻の各全部並びに津丸字曙、字藤井、字宮城及び字西ノ後の各一部並びに若木台1丁目の一部

4 事務所の所在地

福津市津丸1066番地の1

5 設立認可の年月日

平成14年11月27日

6 変更認可の年月日

平成17年8月29日

福岡県告示第1724号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業友枝地区第3換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡大平村	平成17年8月22日から 平成18年3月24日まで

福岡県告示第1725号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業友枝地区第4換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡大平村	平成17年8月22日から 平成18年3月24日まで

福岡県告示第1726号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業友枝地区第5換地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡大平村	平成17年8月22日から 平成18年3月24日まで

福岡県告示第1727号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業合河西部地区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間

豊前市

平成17年8月22日から
平成18年3月24日まで

福岡県告示第1728号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市御笠1丁目407番1、403番28、406番2及び407番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市御笠5丁目5番7号

吉田 恵津子

福岡県告示第1729号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字宮部字大町152番1、152番2、153番2、154番、155番1、155番2、159番1、159番4及び178番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市宮部161番1

新開実業有限会社 代表取締役 新開 清治

福岡県告示第1730号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字宮部字大町158番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大牟田市宮部161番1
ライジングシステムズ有限会社 代表取締役 新開 清治

福岡県告示第1731号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2 第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年7月18日農林水産省告示第937号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1732号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年9月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成17年8月31日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ハローデイ井尻店
 - (2) 所在地 福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ハローデイ	北九州市小倉南区徳力三丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成18年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,411m²
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外	114

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外	59

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外	124

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立法メートル）
福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外	38.3

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローデイ	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後23時30分まで

(一部 午前8時30分から午後21時まで)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県春日市須玖北一丁目32番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第112号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成17年8月29日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年9月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,220

福岡県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求、同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成17年8月29日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年9月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

743,492

福岡県選挙管理委員会告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成17年8月29日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成17年9月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	31,055
北九州市小倉北区	49,812
北九州市小倉南区	57,400
北九州市若松区	23,987
北九州市八幡東区	21,391
北九州市八幡西区	69,649
北九州市戸畠区	17,526
福岡市東区	69,864
福岡市博多区	50,125

福岡市中央区	43,954
福岡市南区	65,274
福岡市城南区	32,591
福岡市早良区	54,736
福岡市西区	47,193
大牟田市・三池郡	41,019
久留米市	62,747
直方市	16,222
飯塚市	21,677
田川市	14,465
柳川市	11,010
甘木市	11,443
八女市	10,368
筑後市	12,588
大川市	10,976
行橋市	19,212
中間市	13,316
小郡市・三井郡	23,879
筑紫野市	25,523
春日市・筑紫郡	40,286
大野城市	24,065
宗像市	22,183
太宰府市	18,032
前原市・糸島郡	26,196
古賀市	14,693
糟屋郡	53,698
宗像郡	18,238
遠賀郡	26,727

鞍手郡	16,472
嘉穂郡・山田市	32,111
朝倉郡	13,677
浮羽郡	14,742
三潴郡	11,842
八女郡	15,048
山門郡	17,531
田川郡	25,448
京都郡	15,529
築上郡・豊前市	18,145

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、筑後川漁業協同組合の指定する採捕者が、放流用の種苗確保のためにアユ親魚を採捕する場合は、この限りでない。

平成17年9月14日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止期間

平成17年9月15日から平成17年11月15日まで

2 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市田主丸町片の瀬、筑後川橋の上流側を基線として、次のア線からイ線と河岸で囲まれた区域

ア線 基線から上流方向へ300メートルの基線と平行な線

イ線 基線から上流方向へ700メートルの基線と平行な線

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・8・29	2431	告示	1645	9		○	14		西郷川水系本木川 [○]	西郷川水系大木川 [●]